

第3回北沢地区不法投棄物適正処理検討委員会会議録

日時・会場

平成15年9月24日(木)午後1時30分～午後5時：馬頭町役場 議場

出席者

大金伊一委員
石沢明生委員
岩淵和則委員
野口勝明委員
海老原忠夫委員
笹沼英夫委員
益子尚武委員
井面明彦委員
藤田眞一委員
岡 君代委員
大金洋一委員
小高忠夫委員
大森 茂委員
藤田博雄委員
石田和也委員
杉浦孝夫委員
星 憲之委員
高野芳夫委員
小川 通委員

欠席者

大金あけみ委員

概要

1 開会

2 委員長あいさつ

台風一過、めっきり秋らしくなってきました。委員の皆さんには、お忙しい中検討委員会にご参加をくださりまして、大変ご苦労様です。前回は、県環境整備課職員

から不法投棄物詳細調査結果の報告及び行政代執行に対する県の見解についての説明がなされました。今回の検討委員会は、前回県が説明された点について、各委員の考え方、意見を出していただき、また役場内でも適正処理方策の検討をされている内容の説明を受けたいと思います。傍聴席の皆さんに申し上げますが、傍聴人心得を是非守っていただきたいと思います。場合によっては退場させることもありますので、注意してください。簡単ですがごあいさつに代えさせていただきます。

3 協議事項

(1) 処理方策の再検証について

今日の協議は、処理方策の再検証について、適正処理方策の検討について、次回の開催予定及び協議事項、その他という4点について協議をしまいたいと思います。

委員

前回の議事録の確認をさせていただきたいのですが。

委員長

前回の議事録を皆さんに配布したと思いますが、間違いの点等がございましたら訂正をお願いしたいと思います。

委員

議事録の作り方ですが、録音を元に起こしているのですか。録音しているのですか。

事務局

録音しています。

委員

私の質問した内容ですが、私はこういう言い方をしたつもりは無いです。もしそうなら、県の増淵主幹には申し訳なかった気がします。文章の書き方ですが、例えば25ページの私の発言の中で「どこの許可を取ればいいか」とか「県に許可を取るのか」「その行為についてである」とか、私はそういう表現をした覚えが無いです。もし、そういうふうに表示しているのであれば、私自身もっと言い方を勉強しなければならないと思います。「どうですか」とか、そういう言い方をしたつもりなのですが、これですとかなり強い口調になっていると思います。質問事項としては、そういうふうにとれますが、書き方によっては、これを見た時にずいぶんニュアンスが変わってくると思います。

事務局

議事録は「である調」で作ってあるので、そういう形なのですが、「ですます調」というのであれば、次からそうします。

委員

井面委員の発言から行くと、録音テープを元に議事録を作られたということですね。故意にこういう書き方をしていると取れなくも無いです。確かに質問の内容はまちが

っているとは思いませんが。

委員長

この件については口述どおり記載してください。

委員

まったく一句一字間違いなくとは言いませんので。

委員長

前に皆さんとの話し合いで、間違っていた点については事前に環境整備対策室に申し出て訂正してもらおうということでした。口述通りにしていただく様にしましょう。

委員

そのような形でよろしくお願いします。

委員

録音だとお聞きしたので、後で個人的に聞かせていただきたいと思います。こういう答えだったか、というところが何箇所かありましたので、確認させていただいてからにします。

委員

前回質問したのですが、定義について資料をいただいたのですが、それについての説明をいただけるとのことだったと思います。

委員長

それは、この後説明します。

北沢の詳細調査、代執行について説明を県から受けましたが、詳細調査の説明で最終的には投棄物と汚染土壌を全量撤去する恒久対策の実施が必要であるということと、北沢の不法投棄物を行政代執行により撤去することについては問題が多く、考えていないということだったと思います。今後の進め方にあたって、各委員の考え方を聞かせたいと思います。

委員

現在の現状においては、北沢に不法投棄された物については拡大の懸念がある。かといって代執行もやらないという県の説明でした。そういう中で、前回の基金を作るというのも一つの案だろうと思いますが、今回の資料に載っているように30億も掛かるというのであれば、一戸当たり100万円も拠出していかなければならない、ということを考えながら今後の政策について考えていかなければならないと思っています。

委員

現在のところ流出しているものが基準値以内であっても、そのままにしておいては相当危険であるということを見ると、全量撤去を前提に処理方策を考えるべきであると考えます。

委員

そう簡単な問題ではないので、一挙に全部言うのは不可能だと思いますが、処理主体を県が主導でやるのか町が主導でやるのかも、重要な問題になると思います。町長が処分場の要請をしているということがあって、県では不法投棄物を撤去するために、処分場を建設するという枠組みを重視するということを言っているのも、もし枠組みを外した場合、県はモニタリングさえしないかもしれないということも言っているということは、手を引くと言っているのと同じことだと思います。町主導でやるというのも考えなければならぬので、県がやる場合の適正処理と、町がやる場合の適正処理はちょっと違ってくると思います。行政が出来る範囲の適正処理というのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第11条2項で、市町村も処理することが必要であると認められる廃棄物の処理を、その事務として行うことができると規定されている訳なので、今言った町ということも考える必要がある。例えば処分場の要請を取り下げて、県が手を引くと言った時に、今度は町が主導で考えていかなければならない。廃掃法の第19条の5の1に規定されている支障除去等の措置の対象となる処分者から、市町村や都道府県は除外されているということがあります。行政の実施できる適正処理の範囲は、処分者等という法律の対象から除外されているということは、町や県の裁量考えが大きく影響してくるものだと、適正処理の範囲には町や県の裁量が大きく影響する差し迫った危険を放棄するのでもなければ、費用に合わせて少しずつ処理していったら、最終的に適正処理のレベルに持っていくなれば、行政レベルで不適正処理にはならないと思います。応急措置でひとまずどうしても先にやらなければならないのは、汚水防止、雨水を防ぐという応急措置だと思いますが、後は徐々に年月を掛けて10年になるか、お金によってなので10年、20年、場合によっては100年たってもできないかもしれませんが、できるだけ早くやろうという対応。烏山の例で言うと、裁判をするために反対の烏山の団体がやったことは、撤去をするために自治会が主導で毎月毎月1,000円だったか500円だったかを集めていくということ考えた場合、4町が合併すれば年間1億ぐらいになる可能性もあると思います。1軒あたり1,000円出す人、出さない人、僕は100円しかあげないよという人が出てきたとしても、年間1億ぐらいになるのではないかと思います。もしそういうやり方をやっても、10年で10億、20年で20億、30年で30億だから、30年あれば撤去ができる。もう13年放置しているというごみですから、ここは気長に構えて、そういう方策を考えることも有り得ると思います。

廃掃法は、本当は事業者に向けられていたものにすぎないので、行政を対象にしておらず、したがって行政の対応の範囲はかなり広いものです。支障除去や発生防止の措置を講ずる県や町は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の網に掛からない唯一の処分者です。県が今までやってきたのは、適正処理の実施がいつになるか分からなくとも、目標として掲げておいて、いつかやりますよ、状況によってはやりますよ、状況によってはやらないかもしれませんが、というやり方です。既に13年間不法投棄

物を放置して、処分場ができるなら全量撤去するが、できないならばモニタリングさえ継続できないという言葉が不法投棄物に当てはめて考えた場合、県の適正処理は、何もしないということから、全量撤去まで幅があるということになります。町の検討委員会でも、何もしないことから全量撤去までが、行政でいう適正処理だということが言えると思います。このことから、行政レベルの適正処理というのは、どんなものかよく分かると思います。不法投棄物が危険なら適正処理が限定され、選択肢は少なくなります。安全なら何もしない可能性を含め、選択肢は広がるということだと思います。他の地域の不法投棄問題でよく聞くのは、ガスが噴出していることとか、自然発火してしまうとか、悪臭で困っているとか、煙が出ているといったことです。馬頭の北沢の不法投棄物を考えた場合、あそこはほとんど野原だと言っても言い過ぎではないと思います。

代執行の金額のことで、こんなに掛かるんだからというのがありましたが、例えば家中小の例で言うと、8,700立方ぐらいで9,500万円だったと思います。大阪の富田林の場合は、33,000立方で3億3千6百万円ぐらいだったと思います。富田林の場合は、実質的に撤去したのは19,000立方だったので、実質20,000立方の物を3億円でやったというパターンになると思いますが、富田林の場合は、直接市役所の職員から聞いたのですが、自然発火して煙が出て周囲の住民がとても困ったという状況があったので、汚染調査もせずに撤去が始まったということです。危険なものですから、処理するためには覆いが必要だったり、いろいろ経費が掛かるのでそういう値段なのです。馬頭の場合は、ほとんど変わらないような状態で、その10倍ぐらいの試算が出ているというのがおかしいと思います。例えば、10トン焼却施設に運んだとした時、今どうかはよく分かりませんが、以前の金額で6万円支払う。焼却して1/10の1トンになって、残りを業者が2万5千円で最終処分場へ持っていく。そうすると、差額の3万5千円が中間処理業者の儲けになる筈なので、最終処分費用というのは、業者が支払うものなのではないか。最終処分費用というのは、細かい計算が出ていないと全然分かりませんが、最終処分費用というのは、中間処理業者が払うべき金額である可能性があると思います。富田林でやったものから予測して、環境関連の財団から、ごみを選別する機械を借りて、例えばごみを5種類に分ける、そして中間処理業者にお問い合わせすれば代執行は終わりの筈です。それで計算して、自然発火してどうしようも無いような物質を20,000立方を3億3千万円でやっているという、馬頭の場合のあの安全な状態では、どう考えても5億も掛からない。馬頭町の汚染の場合、平成10年のを除いて、平成12年の汚染調査から考えた場合も、撤去しなければならない封じ込め基準を超えている物というのは、鉛が1箇所、揮発性が数箇所ぐらいで、場所的には重複しているので、実質2箇所という範囲の部分撤去で十分な筈です。以前も全量撤去はおかしいと言ってありますけれども、封じ込め基準というのは環境基準よりも上に設定されていますが、それ以下のものは封じ

込めてしまってもいい訳です。例えば、和歌山県の橋本市では、3,000ピコグラム以上のものを撤去はしましたが、それ以下のものは封じ込めしている筈です。全量撤去というのは、根拠の無いものとしか思えないです。3,000ピコグラム以上が撤去しなければならない基準だったと思うので、馬頭の場合は、ダイオキシンに関しては全部封じ込めでOKという数字だと思います。部分撤去をしなければならないということを考えた場合も、

わずかな場所なので、多くても数千立方ぐらいにしかならないと思います。それは野口委員が専門というか、きちんと調べているので野口委員に聞いたほうがいいと思いますが、数千立方ぐらいだったら、計算から見れば1億円掛からないでできる筈です。プラス封じ込め費用ということになると思います。適正処理のやり方ということですが、僕は町主導でやるべきだと思っています。やり方としては、まず汚水防止シートをするべきだと思います。それで基金を創って、先程言った烏山のようなお金の集め方でもいいですから、お金を徐々に貯めていって、少しずつ少しずつ直していく、撤去するなら撤去していくという方法をとっていただいた方がいいと思います。

委員

まだ3回しか会議は開いてないので、ここで結論じみた内容を言えというのも極端過ぎるのではないかと思います。私自身はそれなりに内容を分析しまして、一応まとめてはいますが、今日じゃないとまずいのですか。まだまだ検討しなければならない面があると思います。そういうふうにと考えると、ここで私はこうだと、まだはっきり結論を言う段階ではないのではないかと思います。どうしても言えというのなら言いますが、もう少し時間を置いた方がいいのではないかと思います。

委員長

ここで結論を出すということではありません。まだまだ結論を出す段階ではないです。皆さんの意見を聞いてから検討していく形がいいのではないかと思います。

委員

北沢の投棄物内については、ここに報告書がありますが、皆さんが全部理解しているのかという疑問があります。私は有機化学を専門にやってきた者ですので、ある程度説明ができと思っています。もしそういう時間がないのなら、少し時間をいただいて、自分の資料を発表させていただきたいと思います。

委員長

これからの検討委員会で発表していただければ結構だと思います。

委員

基本的には全量撤去がいいと思いますが、前回の県の考え方では、そのためには産廃最終処分場を造らなければいけないという話だったと思います。そのことについては、今は話したくないので、基本的には全量撤去がいいと思っています。

もう一つは、今回いただいた資料の中に、現状のまま何もしないと、応急対策の

み実施、恒久対策の実施という3案が出ていましたが、私も初めて聞いたのですが、星委員の方から封じ込めという話が出ました。それも一つの案かと思いましたが、この中に一つもうたっていないというのは、一つ疑問なところですが。封じ込めと聞いた時に、前回の県の話の中で、緊急の時には応急処置ということで予算も1千万取っているというお話でしたが、どのくらいの数値が出たら応急措置をするのかと星委員がおっしゃったと思いますが、その時、県から10倍という答えが返ってきたと思います。環境基準の10倍というのも、何を根拠に10倍なのか分からないし、どういう値が10倍を超えたらなのか分からないし、全部が10倍を超えたらなのか、その辺のところも不明確ですが、今話を聞いていると基準値よりも出ているものがほとんどない。将来出るかもしれない話をしている時に、10倍出たらじゃないと応急処置もしませんという県の考え方は的外れというか、おかしいと私は思いました。言っていることが処理方策とは離れるかもしれませんが、そう考えたときには、今何も無理をして全量撤去ということを検討する前に、封じ込め等も含めてどんな方法があるのか、まだまだ良い方法があるかもしれませんので、その辺のところは、これから検討していかなければいけないのではないかと思います。

もう一つは、管理責任は県にあると前回おっしゃっていたと思います。管理責任とはどういうことかということで辞書を見ましたが、管理責任は出てこないのですが、管理という意味は、管轄して処理することとか、よい状態を保つように処理すること、あるいは取り仕切ることが管理だと、責任というのは引き受けて成すべき任務ということからいくと、この前の答弁からすれば、あそこのごみについては、県がやって全然おかしくないのではないかと思います。

今回町からいただいた資料の中で、行政代執行に対する県の考え方ということで、不法投棄物の処理及び原状回復の義務は不法投棄者にあるとうたっています。これはその通りだと思います。これについて先ず実施しているのかどうか、不法投棄者に撤去しなさいと命令を出しているのが問題だと思います。あと、撤去費用の回収の見込みは、現時点で措置命令を出しても不法投棄者に撤去費用を負担する資金力が無く、費用回収ができない場合、結果として多額の税金を費やすことになるということで、資金力が無くと言っているのですが、これは何を根拠に資金力が無いと言っているのか、調べたのかかもしれませんが、根拠がはっきりしていない。

もう一点は、栃木県廃棄物処理計画、14年の3月に出ている資料ですが、県のホームページからダウンロードしたんですが、県の責務と役割の中で、不法投棄の抑止と撤去の促進という項目があります。その中で、不法投棄物の撤去を促進するため、投棄者本人、土地所有者、排出事業者等への働きかけを強化するというふうにうたっているのですが、代執行の考え方では、不法投棄者しかうたっていないです。県の方では土地の所有者にもやりますと言っているのですが、その辺のところが含まれていない。誰が持っているか知りませんが、土地の所有者にも当然そういう命令を出す必

要があると思います。もし所有者ができないのであれば、その土地自体を放棄してもらうとかをしないと、これから廃棄物を処理する場合に、いろんな面で持ち主と処理する側とでいろんな問題が出てくると思います。土地所有者についても問題を明確にしてやっていく必要があると思います。

委員

私は大字の代表ということで出席しているので、その話については地元を持ち帰りまして、意見を聞いてきたいと思います。

委員

私も自治会の代表ですので、持ち帰りたと思います。

委員

不法投棄されて過去12年という年月も経っている中で、何の応急措置も無く、代執行もできないという中で、応急対策についても恒久対策についても、受け皿というものが付いているので、できないのではないかと思います。受け皿を取り下げるという内容の基でやっていけば、代執行でも何でもできると思います。

委員

毎月この会議に出席させていただいているのですが、町民の方がもっと興味を持ってくれたらと思っています。私は団体の代表ですが、団体の会議がある度に結果報告とか、何かありますかと聞いていますが、よろしくお願ひしますという感じなんです。町民みんなが問題にしていけたらと思います。先程の基金を集めるとかカンパをするというの、一つの手かもしれないと考えています。

委員

今までの説明で、内容がまだはっきり分からない部分の中で、どうすればいいかと考えたときに、危険なものは取り去ることができれば取り去るのが一番ベストだと思います。そういう中で12年が経っている訳ですが、それほど危険なものが出ていないということで、このまま放置しても大丈夫ではないかということも頭の隅を掠めますが、将来的なことを考えて、絶対出てこないということはありませんし、今ここでそういう結論を自分自身が言える立場でない。このままでいいと進めていって将来物が出てきた時にどうすればいいかということがあるので、何らかの形で処理をしていかなければいけないと思います。馬頭町にとっては、北沢のごみ問題は不幸な出来事になっていますが、馬頭町でしか本気で考えられない部分を我々は抱えていると思います。この検討会の中で皆さんの意見を充分出し合って考えなければならない。実際私もどうしていいのかわかりません。観光の面で考えれば当然処理場は無くして平和にいく方がいいのですが、自分たちが生活している中で、まるまる何も無くして平和に暮らすというのは、ほとんど難しいような状態ですから、我々に与えられた試練だと思って、皆さんでよりベストな方法を考えていければ、これが例えば処理場ができるとかできないとかという結論になっていっても、こういう過程を踏まえた中であれば

皆様のご理解が得られて、将来はより発展的な町になっていくのではないかと考えてますので、この検討会を自分自身に与えられた勉強の場だとして、これからも参加して考えていきたいと思っています。

委員

私もまだ最終的な結論という言い方はできませんが、今までの経過の中でこれから先どう変わるか分かりませんが、何人かはもう既に代執行はできないという話がありました。私は納得できません。議事録の私の質問に答えている部分の19ページのところで、増淵主幹が今私がした話という所の次の段で、基本方針も出ていない段階で具体的な話ができないとおっしゃったり、一番下の行で、今後どうして行くかは国の方針を受けて具体的にすれば、町を通して何らかの形で通知、説明ができるかと思うと言っています。ということは、県ではまだ説明の前段で言っていた、何とか措置法も国では何も決まっていなようなので、県もしっかりできていない段階で、代執行はできませんと言いつつしてしまうのもおかしいと思います。県でそう言うのだからしょうがないだろうと受け取ってしまうのも迂闊だという気がします。

馬頭では本を注文してもすぐ来ないので、よく読んでいないところで言うのも何ですが、今話題になっている産廃コネクションという本を、たまたま今日来たのでぱらぱらと読んできたのですが、書いた方は現職の千葉の県庁の職員です。この方に言わせると、例えば管理型が安全な施設だというのは神話に過ぎない。その技術的信頼性は、行政や業界の間でしか通用しないカッコつきの信頼性だ。地元の住民にとっては、安定型だろうと管理型だろうと、得体の知れない産廃が埋め立てられる危険な施設であることに変わりはない。むしろ、より有害性の高い産廃が埋め立てられる管理型にする不信感の方が強いと言いつつしています。正規に最終処分するより、未処理のまま不法投棄したほうがましだという説があります。この前の県の方の説明と、この現職の千葉県庁職員石渡正佳氏が、あとがきに最後になりましたがこういう本を出させてくれた堂本知事に感謝するという文章があります。トップが違うところも違うのかという気がします。この方は皆さんも記憶にあるかもしれませんが、産廃Gメンというテレビなどにしょっちゅう特番みたいなものに出ていて、ダンプカーで闇に乗じて捨てていくのを追いかけまわす方が書いた本です。こういうのを読むと馬頭の人みんな馬鹿にされているという気がして、今の藤田さんの話と同じで、いろんなことをよく勉強しないと、この問題は今だけの問題ではなくて、仮に処分場の問題まで考えると未来永劫に続く問題ですから、是非慎重に、私もすぐ忘れてしまうので困っているのですが、任期が1年なので、その間は一生懸命勉強しようと思います。北沢にある不法投棄物は、全量撤去を代執行でやっていただくというのは当然だと思いますが、今の時点では、それはあきらめないで追求していいのではないかと思います。

委員

私は委員の中で最年長だと思いますが、先が無いから急ぐわけではありませんが、13年前にあれだけ大量の不法投棄物が北沢に積まれ現在まで来ている。馬頭のすばらしい環境の中に捨てられたというのは残念でたまりませんが、現実には我々の前にあることなので、検討委員会もできているのですから、みんなでどういうふうにするという考えで進んでいただきたいと思います。ある不心得の者が捨てたのは確かですが、今までの経緯を見ると、公共事業として県がやるという態度をとっている以上は、他県なり他の市町村に持っていくということも現在のところ考えられないということなので、不法投棄物を全量撤去することが最善の方法だと思います。それにはやはり最終処分場を町に建設して、みんなで監視しながら不法投棄物を完全に密閉するというふうに検討するのが妥当ではないかと考えております。

委員

私は処分場を造る造らない問題は別にして、不法投棄物それ自体は全量撤去しないと、例えば今は出ていないといっても出てからでは農作物に被害があったということで、馬頭の農作物は買えないということになりますので、なるべく早く不法投棄物を全量撤去していただければ幸いです。

委員

今まで約8年、その前も含めると約10年も前から、議会関係でこの問題を取り上げて、議長にもお願いしたりしてやってきた訳ですが、残念なことには、どこの会議に出ても、どういうところで聞いても、最終処分場を造ることだけの説明しかされない。応急対策はこうだと、こういう方法で応急対策の方法もあります、ということは一度も聞いていない。恒久的な処分場を造るだけの説明しか受けていないというのが非常に残念でありますし、今皆さんのお話をお伺いしております、私自体にしても県にしても、先日の説明にもありましたように、県では極端な話をしますと危険性がないから代執行はできない。費用は先程話がありましたとおり、地権者なり、ごみの所有者からの徴収方法によって経費を賄うということになりまして、私も前にそういう話をしたことがあります、ごみとはいっても所有者がいる訳です。ごみの所有者に全然接触が無いまま代執行はできない訳です。もちろんその下には地主さんがいる訳ですから、そういった問題をもっともっときめ細かく、町も県も積み重ねていった対策方法を考えるならば、何らかの結論が出ると思いますが、今までの中ではほとんど対応策が応急処置という問題に対しては誰もしゃべっていません。そういうところでこの検討委員会がつくられました。真っ白い紙に斜めに線を引いて、さあ皆さん検討してください。この線を真っ直ぐにできませんかと言われたって、前の斜めの線を消してやるならば、要請してあるものを白紙に戻してやるならば、後から真っ直ぐな線を引き換えることができるけれど、斜めの線を全然消さないでにおいて、真っ直ぐな線を引くように検討してくださいと言っていると私は考えています。もう少し町も県も集会施設において説明会なんなりする方法を私も陰ながら聞いています。しかし、

ほとんどの説明が恒久処置を県でやるのですから、こういうことに対しては県でやってくれるんですから、と県だけの一点張りでお話し合いを進めていると思います。造らなかった場合はこうなりますよと言っても、危険度がありますよと言っても、今現時点で書類を観ても分かります、どこまでが、どういう危険度があるのかということがはっきり出ていない訳です。まだ鉛が溶けていますなどということ、こうして文書化している訳ですから。私はこの前の検討委員会でも言った、フランスで六百年も前からあれだけの噴水施設を造ってあって、六百年経って今だって鉛が溶けていないですから、水が通っているのですから、そういうことを踏まえて考えて見れば危険度の大きさをまず考えていただきたい。ここにも書いてありますが、庁内の対策会議の検討内容、これを見ましても現状のまま何もしない。応急対策のみの実施。恒久対策の実施と書いてあります。恒久対策の実施には三つともみんな が付いています。こんな問題が考えられますか。庁内で検討委員会を開いて、町長に反発して町長それは間違っているあれは駄目なんだと言える職員さんがいますか。そんなことできる訳がないんです。ですからこういう参考資料を出すこと自体が、恒久処分場を造るということに値すると思います。どうしてこれにもっと肉を加えて応急対策はこういう方法が考えられますと載ってこないのかと不思議に思います。

副委員長

私の処理方策の再検証についての考えを述べたいと思います。応急対策は必要があるが、行政代執行はできないという県の基本的な姿勢については疑問がありますが、現実の問題として現在の地域住民の不安解消、あるいは安全な日常生活の保証のためには、恒久対策としての全量撤去が望ましいのではないかと私は考えております。ただし、先程星委員さんのカンパとか金を集めるという考え方はどうかと思います。むしろお金が掛かるならば、県でやってくれるという訳ですから、ちょっとやそっとの金額ではありませんから、そういうところから金を出してもらおう。そのほか、例えば国内でいろんなダムの建設などで地域住民が不利益を被っている場合には、いろんな意味で保障されています。そういうことを考えれば、例えば和見なら和見という地域の住民は、当然不利益を被る訳ですから、そういった人達に対する保障をなすべきではないかと思います。とにかく、危険なものは早い機会に全量撤去すべきではないかと思います。

委員

過去2回の話と現状を見ただけでございますが、ひとつの現実としては、あそこを見た中であれだけのごみが現前とあるという事実。それに対して汚染物が出ているという調査結果。一番大切なことは住民の方の健康ですから、健康にどういうことを配慮するかということになると思います。基本的には、あそこのごみが無くなれば一番いいことですが、今までの話の中では、それはなかなか難しい。そして過去十数年経った。議論していてもごみに全然何もしなければ、いつ流出するか分からなくなります

から、応急的になりますが、できるところから何ができるかという手を打たなければならぬし、この前の増淵主幹の話で、ごみというのは酸化と還元がある。先程星さんが言った部分的ですが、ブロック封じ込めておく、先ず限界が進むことを止めておいて、次の代執行なりのことを議論して働きかけていかないと、全然手を掛けないで県がこうだああだと言っても、何もしないでごみがある訳です。ずーといくわけですから、どういう展開になるかは分からない訳ですから、今何ができるかという、星さんが言ったような現状で考えれば、封じ込めが可能だという増淵さんの意見も多少取ったわけです。まず現状では、そういう方法をとるべきではないかということです。

それから農産物云々がありますから、汚水ということも群馬県にテレビでありましたとおり、ひとつの地名が出ると悪いとなると全体の作物が駄目だというイメージで取られますから、そういうことがあったら全体のイメージダウンになってしまいますから、これ以上イメージダウンが出ないように方法をとらなくてはならないと私は思います。

委員

先程星委員さんの方から出ていましたのでお答えしたいと思います。今回の調査関係ですが、私共が県から委託されて実施したものです。ただし40メーターメッシュという大まかな1,600㎡に1点か2点という点数しか取っていない。そこでそれがすべてかと言われた場合には、その地点で取った分に対しては正式な値です。ただ、それ以外の部分については、不明確というのが真実だと思います。ただ、その部分だけを取って、それを全体評価にするというのも無謀な話だと思います。今回汚染土壌対策法というのが、平成15年の2月に新しく施行になりました。これについては、鉛についての含有量試験について150ミリグラムパーキログラムという基準です。それ以上の物に対しては、除去撤去、処理しなさいという指導になっています。その辺で今問題になっているのは射撃場です。射撃場で散弾を撃って、その汚染土壌関係が相当ひどいものがあります。栃木県もそうですが、あとは千葉県、埼玉の長瀬、全国的に汚染土壌の対策について深刻な問題になっています。その中で150ミリグラムというのを基本に考えています。今回この調査において、約7箇所150以上の場所がございます。これは土壌という考え方ではなくて産廃という考え方ですが、これを土壌という形で置き換えた場合には約7箇所の基準を超えている部分があると言えると思います。鉛というのは、おもしろい性質を持っている物質で、両性金属といいまして、アルカリでも酸性でも溶ける。ただ、ペーハー7前後であれば、ある程度安定した状態であるというのが鉛の性質です。あそこに酸性雨とか、酸性雨のペーハーというのは5前後ですので、それが降っているというのが現状です。それとあそこで野焼きをやっていたということでダイオキシン関係が出ている。焼却灰と酸性雨の関係で現状がペーハー7近くに収まっている。その辺を封じ込め、キャッピングとかをやった中の関係が壊れたときに、どういった形で鉛が出てくるか、それが他の

ものに影響する。例えばVOC関係、有機塩素系化合物と鉛とカドミウムと一緒に汚染されている。そういった時に、石灰注入をやったケースがあります。水酸化物として水酸化カドミという形で安定化する訳ですが、そのことによってペーハーが上がり鉛が溶出してきたという事例がございます。そういった検討は馬頭はまだされていないのが現状です。その辺のものも検討した上でやらないと、どういった前処理をしなければならないかというのも本来結論が出ないものです。ただ、一般常識の範囲内という話しかできませんが、今まで12年間放置されていたものが、安全か安全でないかという判断は、はっきり言って不明確な部分が多い。詳細的な調査もやらなければ、その辺は分からない。あとは中の状態が今還元状態になっていますが、有機物量がどの程度あるかとかそういった問題も、あと何年持つとか、そういった話はできないと思います。その辺は、有機物関係で岩淵先生が専門なので、お話を聞かせてくれると思いますが、不法投棄されたものが、いままでどうだったかを言う前に、今後いかにしていけばいいのかとなった時に、方法論はいくつかあると思います。その方法論を一つひとつ潰して行って、最終的にこれでやらなければならないという方向付けが検討会の目的だと思っています。

委員

今の段階でどちらという話ができない。私はすべきではない、そういう立場にないと思っています。私は生ごみもやっていますが、そういう資源リサイクル、一般的にカバーする領域ですので、いろいろ地方を見てきました。以前あちこち行ってました。宇都宮に来てそんなに長くない。その前に住んでいた所では、市で産廃処分場を処理していました。そういう所に住んでいました。数年経ってどうなっているかというのを陰ながら見学してきたのですが、まずこの雰囲気とまったく違うところがあって、住民とお役所の関係が非常にいいのです。皆さんが悪いといっている訳ではないです。対立をしていないのです。信頼関係がある。その処分場を造る時から現在に渡って、そこから出てくる排水に問題があれば、すぐ住民の皆さんに説明をする。今のところまったく問題が無いという事です。市は住民に対して完全に責任を持っている。住民は素直に、もし問題があれば文句をつけてもいいですし、物申すと、そういう構造がすでに出来上がっています。私はこういう問題はそうすべきだと思います。アメリカの町でも工場がすぐ近くにあって、かつては対立があって住民感情を悪くしていて、非常に問題が大きかったという町がありますが、それが今解消されている。なぜ解消されたかという、工場は住民に対して責任を持っているし、住民もそれを受け入れて定期的な話し合いを持っている。もし少しでも基準を超えるような、超えなくても、ある成分が増加しているような事があれば、これはどういう事だと言え、これこれこういう事だときちんと説明する。説明責任を工場側と行政側は持たなければいけないのです。そのような関係を維持していくことが、私はこういう問題を解決する唯一の手段だと思っています。私は宇都宮に住んでいて、まったくこのこと関係な

い場所だから、好き勝手なことを言っていると思われるかもしれませんが、そうではなくて、私はあくまでもそういうリサイクルの仕事をしている以上、家の隣に産廃処分場が来ても私は決して反対はしない。なぜかという自分も産廃の一部を出しているから。もちろん産廃処分場があってもかまわないということではありません。量をどんどん下げていって、少なくしていって循環させる。循環しなければこの世の中は成立しません。ですから循環型社会というのが叫ばれているのです。あえて言えば、そういう責任を持っていますので、原発だろうが、原発推進派ではございませんが、原発が隣に来て、それは電気を使っているから仕方が無いし、原発が止まれば生きていけないので仕方が無いというような思いを持っています。話が飛びましたが、最初から処分場がいい、駄目、封じ込めがいい、駄目、そういった結論を先に持つておくのではなくて、現在自分たちがどういう生活をしていて、どういうものを出しているのかではなくて、毎日車に乗っている、毎日プラスチックを使ってごみとして出している、それはいったいどこでどういうふうに物が回っているのか、誰が責任を持ってきているのか、自分の家の隣に無いから、それはそれでいいということではなくて、自分の隣に処分場が来たとしてもいいような心構え、ライフスタイルというものを作っていかねばならないと考えております。基本的にそういう視点が少し欠けているのではないかという思いを持ってこの会議に参加しております。私はそれをどういうふうにすればいいのかということをお勧めできれば、私の役目なのかと思っております。最後に有機物の話をちょっとだけしますが、私はどちらかというと生ごみとか家畜の糞尿とか、そういうこともやっておりますが、基本的に家庭から出てくる生ごみもそうなんです、今はほとんどリサイクルされてないです。どこかで焼却されているという状況です。でもそれは我々がそれに対する意識が低いためにそうなってしまっているわけで、基本的には昔からやってきたように土に返して、土からまた作物ができてという循環が構成される筈です。それをそうするのだという思いがひとつあるだけで、山形の長井市のレインボープランという非常に全国的に有名になったところがあります。そういったシステム「食卓から食卓へ」というキャッチフレーズです「自分たちが出した生ごみが、また食卓へ作物となって上がってきます」というキャッチフレーズを持っているから、そこに住んでいる住民の方は、自分の出すごみの質というものに対して非常に気を配るようになった。たったそれだけなんです。そのような考え方というのは、必ず必要になってくるという思いがあります。今ある不法投棄された物への皆さんの思いは一緒だと思います。それは不幸なことですが、毎日出てくるであろう、馬頭町から出てくる産廃をどうすればいいのか。循環しなければ絶対駄目ですから、そういうことも合わせて制度を作っていかなければいけないと思います。どちらかという発言ではなく、そういった考え方で意見を述べさせていただきます。

委員長

皆様から現状の考え方について、お聞かせいただきましたが、各委員それぞれの考え方があるのが分かりました。まだまだこれから話し合っただけで検討していかねばならないと思います。とても結論を出せませんし、これから検討を重ねていきたいと思っております。貴重な意見を出していただきありがとうございます。

何か意見がございますか。

委員

質問に近いですが、今岩淵先生のおっしゃったお話で、家庭から出るごみ、産廃を我々が出している。当然出ているのですが、産業廃棄物と我々が日常いっばい出している家庭のごみ、役場で処理している一般廃棄物の比率はどのくらいのものなのか、専門家なので教えていただきたいと思っております。

委員

数字までは把握していませんが、確か産廃の方が圧倒的に多かったと思っております。

委員

できたら、町にそういう資料があるなら示していただきたいと思っております。私が読んだ本によると、家庭から出る一般廃棄物は産業廃棄物から見ると4パーセントぐらいだったと思っております。そうすると今先生がおっしゃった、日常的に私たちが産廃を出しているというのは、ちょっとおかしいと思っております。私たちはごみを出しているのだから、処理場だって当然必要だろうとよく言われますが、私は勘違いになっているのではないかと思います。特に馬頭のように山間へき地ですと、産業もあまりありませんから、当然産業廃棄物も少ないと思っております。そういう意味で言えば県の方たちがいらしたときも、感情的になって口走ってしまいましたが、宇都宮のようなところへ造るのが、本来は一番ベターなのではないかという意味で言ったのです。

委員長

データーを後で知らせてください。

委員

勘違いされていると言われたので、勘違いではないと言います。少なければいいということではなくて、事実出しているのです。一般ごみとして行き先は一緒ですから、どういふことをおっしゃっているのかよく分かりませんが、勘違いではないです。事実我々は一般ごみとして出しています。量が少ないからどこかに捨てておけばいいという話ではありません。

委員長

休憩します。3時から再開します。

(10分間休憩)

委員長

再開します。井面委員から先程質問のあった、一般廃棄物と産業廃棄物の割合について執行部から説明してもらいます。

事務局

平成10年度の資料ですが、栃木県内では、一般廃棄物が72万トン産業廃棄物が650万トンです。

委員

先程、井面委員から産廃コネクションの本について出ていたので、それに書かれたことについて紹介したいものがあります。読んでみます。千葉県の職員石渡正佳氏の著書産廃コネクションに、最終処分場と不法投棄の係わりについて興味深い文章があります。平成14年12月に初版本が刊行されていますから、きわめて新しい本だと言っても良いのではないかと思います。そこには、産廃銀座ができる第1段階のプロセスが最終処分場であると書かれています。そして最終処分場の建設をめぐる利権の争奪戦の後に訪れるものは、処分場の周辺への無数の自社処分場であるとされ、これが第2段階です。全部で5段階あります。第3段階は、自社処分場に他社の物を埋め立てても簡単には発覚しないため、不法投棄の偽装工作として自社処分場が使われるようになるとあります。第4段階はプロの不法投棄者が集まり、次々と自社処分場を偽装した捨て場を開設し、組織的にダンプを集めるようになるということです。さらに不法投棄常習地帯のレッテルが貼られると、組織のない運び屋が集まったり、転売するつもりで土砂採集を始める者や、捨て場を斡旋する不動産屋が次々と参入し、棄て逃げも横行するようになります。こうして巨大産廃銀座として発展していく。これが第5段階。最終段階であると報告されています。このことから、不法投棄問題を解決するために、最終処分場建設を要請するということが、的外れな政策であることがお分かりいただけると思います。処分場の建設は、不法投棄を片付けるどころか、新たな、そしてより大きな不法投棄問題を誘発してしまいます。突然でしたが、こういう本が出たということをお伝えします。

それと、先程不法投棄物に絡んで、農産物の風評被害等の話もありましたが、処分場の場合も危険な施設だという認識があって、汚染等も出てますので、それと同じことは産廃処分場でも起きる可能性があるということ、それと岩淵先生の話の中に、処分場の危険性に対する意識が無かったのではないかとということ指摘しておきたいと思います。

委員長

岩淵先生何かありますか。

委員

そう考えるのは自由ですから、別に構いません。

委員長

それでは先に進みたいと思います。前回、石田委員の方からあった適正処理方策の定義について確認をしておきたいと思います。事務局より説明をお願いします。

(事務局より説明)

委員

私は公募でこの席に出席させていただいていますが、公募の時に私はインターネットでホームページを見てそこから応募したのですが、この定義についてはまったく話は聞いて無くて、一番最初の第1回の会議の時に出てきたと思いますが、この定義について他の委員の方はご存知だったのかどうか確認したいのですが。

委員

文章化されているのは初めて見せていただきました。

委員

石沢委員は、話は聞いていたということですね。

委員

こういうことになるだろうという内々の話は聞いていますが、文章化されてこうなっているのは初めてです。

委員

他の委員の方は聞いているのでしょうか。

委員

事務局で分かるでしょう。発表してないんだもの我々が分かるはずないでしょう。

委員

もしかしたら今みたいに一部の人のみ知っているのかと。ということは第1回目の会議のときに初めて出てきたということですね。そうすると、また難しくなってきたと思うのですが、ここで言っていることを見ると方向性が限られて、ものすごく狭められてしまうような感じがします。定義書は出ているのですが、この定義を必ず守るべきなのか、それによって、これからの処理方針は大きく左右されると思いますが、この辺のところは、この定義を100パーセント守らなければいけないのか、それともある程度この定義に沿ってまとめればいいのか、この辺のところを執行部の意見をお聞きしたいのですが。

事務局

住民の安全、健康及び福祉の保持という事で、この方針の三つが適正処理方針ではないかということで検討したところですが、例えばどういう所がという事をお聞かせください。

委員

どこが悪いということではなくて、こういうふうに決まっているということは方向付けとしてはいいかもしれないですけど、これを100パーセント守ってまとめるのか、あるいはあくまでもこれは方向付けであってこれに沿ったような形でまとめるのか、定義として出てくる上はまったくこれを無視するという訳にはいかないと思います。例えば、2番目の必要な限度の原状回復が図られることとなっていて、撤去又は現地での浄化となっていますが、例えば先ほど星委員の方からでた、封じ込めとい

う案は、これには該当しないと思います。これからもっといろんな案が出るという時に、初めからこれはこういう方向でいくというふうに進んでいるが如くに私は読み取れます。

委員長

これは、我々がこれから検討していくわけですから、100パーセントこれに沿って話を進めていくことは無理だと思います。この場の話し合いで決めていく方がいい方法だという気がしますが、どうでしょうか。

委員

その方向で私はいいと思います。

委員長

100パーセントこれでやってくということになると。

委員

私は、これは大変いいと思います。特に3の下から2行目に、その不安を完全に解消することが、行政の基本原則の一つであると書いてあるので、住民の不安を完全に解消する方策というのは、私は全面撤去しかないと思います。もちろん産廃処分場なんか造ったら不安の増加になってしまいますから、私は大変いい定義だと思っています。

委員長

そういうことで賛成の人もいますし、基本はここで皆さんと話しをして、方向性を出していくということだと思います。

委員

もう一ついいですか。行政の立場で選択可能であることという事ですが、例えば技術的な裏づけがあることということで、実際に使用可能な技術であることとあるのですが、誰が使用可能な技術であるのかを判断するのかということが一つの質問です。もう一つは財政的に支出が可能であること、それと基本原則のほうで、最小の経費で最大の効果を得ることということで、財政的なことがあると思いますが、財政的にはいくらまでなら出せるのですか。ここで財政的に支出が可能であることというのは、私たちは分からない訳ですから、いくらまでだったら出せるのか、それが分からないと財政的に支出が可能であることというのは、まったく判断できないと思います。1千万なのか1億なのか、ここで話し合っても分からないことだと思います。その辺のところも知りたいということです。

2番目で有害物質の撤去となっていますが、有害物質というのは、私もよく分からないのですが、いろいろな資料の中で先程のアルミとかPCBとか出ていると思いますが、それを有害物質とっているのか、あるいは不法投棄されたものを有害物質とっているのか、これによって話が違ってくると思います。ここで言っている有害物質の定義はどうなっているのか。4番目になりますが、住民の不安を解消できること

ということですが、井面委員の方からは非常にいい事だということですが、地域住民というのは、どこまでの範囲を地域住民と指しているのか、例えば小口地区の方とか、それとも下流域の人なのか、あるいは馬頭町の人なのか、あるいは那珂川から流れていってその下流域の人なのか、どこまでを地域住民と指しているのかをお聞きしたいです。

事務局

技術的裏づけは誰が行うのかということですが、当然これから先、委員会で委員さんに検討していただくということになるかと思えます。

委員

技術的裏づけを委員がするのですか。

事務局

例えば資料を出せと言われれば出したりしながら、最終的に委員会の方で検討して決定してもらうことになるかと思えます。

委員

それは無理だと思います。

事務局

必要ならそういう方に説明をいただくということもあるかと思えます。これらを検討委員会の中で検討いただくということになると思えます。

委員

この検討委員会でいろんな処理案が出てくると思いますが、その時には専門委員の方もいますけど、専門外のこともあるかと思うので、その場合には、その専門の方を呼んでその人の意見を聞くということですか。

事務局

例えばいろいろな方策が出るかと思えます。その場合、法的な面とか、技術的な面とか、財政的な面とか、一つひとつ検討していく必要があると思っています。

委員

分かりました。

次は財政的支出が可能であることの、いくらまで出せるのか。

事務局

いくらまで出せるのかということですが、今の段階では金額的には出ません。

委員

ここで定義で財政的に支出可能であることを前提に検討してくださいと言っているのにですか。

事務局

先程申し上げたように、今後出てくるであろういろいろな方策が出た場合に、法的な面とか、技術的な面とか、財政的な面、これらから検討していかなくてはならない

のではないかとということです。

委員

案が出たときに技術的な裏づけと、財政的に可能かどうかを検討するということですね。

事務局

一つひとつ検討していく必要があるということです。

委員

ここで言っている財政的というのは、町の予算内と考えているのか、それとも県とか国とか、どこまでを考えているのですか。

事務局

当然町の予算もあると思います。町の財政の中で支出可能な金額であるかということも、財政的な面から調べる必要があるということです。

委員

メインは町の予算を考えているということですか。

事務局

そうです。

委員

次は有害物質です。これはどういう考え方かということです。

事務局

ここで言っている有害物質は、この段階では、この前県から話がありました、環境基準を超えている有害物質を言っております。有害物質が撤去されれば、元の安全な状態に戻るとことです。当然これを分ける訳にはいかないと思いますので、不法投棄物の撤去という形になると思いますが、ここで言う有害物質とはそういう表現をしています。

委員

もう一点、地域住民とはどこまでを考えているのかということです。

事務局

影響のあるような周辺ということです。

委員

具体的にどこというのは無いのですか。例えばここで個別の名前を出す必要は無いと思いますが。ここからこの地区の範囲で何戸とかです。あるいは下流の小口とか久那瀬とかです。

事務局

今回検討委員会にも大字代表で出てもらっているように、小口、小砂、和見です。最終的には馬頭町全体になると思います。

委員長

他にありませんか。無いようでしたら次に進みたいと思います。北沢の不法投棄物については、役場内でも検討をされております。その方策について参考資料として提出をいただきましたので、事務局より説明をお願いしたいと思います。

(事務局より説明)

委員長

役場内の対策会議で検討されたことについて、今説明がございましたが、これに対して質問がございますか。

委員

まず、対策会議のメンバーはどういう方がなられているのか、教えていただけるなら教えていただきたい。

もうひとつ、この方策ですが、県の前回の説明ですと恒久対策が決まらなければ応急対策は無しと言っている訳です。これは県で説明された後に開いた会議ですか、前ですか、それによっては県の言っていることとはちょっと話が違ってくると私は思います。あの時、応急処置があってその後普通は恒久対策ではないのかという質問を私はしたと思うのですが、その時に県側では、恒久対策が決まった上で応急対策を行うというような言い方をしたので、そのことでこの質問です。どちらなのか。それによっては、県の中身を理解していないで仮にやっているのかというように私は感じるのですが、教えてください。

事務局

対策会議は町の4役と課長クラスで19名です。その下に幹事会がございまして、課長補佐17名で検討したところです。

それと、これらが決定した時期は3月前だったと思います。去年から検討はしておりました。県にもこの前と同じように来ていただきまして説明を聞いております。

委員

そうしますと、この前8月21日が県で来た説明でした。その後に会議は持ったのですか。

事務局

対策会議は持っていません。

委員

先程私が質問した財政的に支出が可能なことで、町の予算を考えているということですが、この案でいくと応急対策だけでも数億円、恒久対策で数十億円、これは町の予算でできるという案なのでしょうか。

事務局

最初は費用の面を考えずに、どういう処理方策があるかということをやっています。その後処理費用についての検討をしております。

委員

この出てきた資料が今年の3月ごろできた資料だということですね。適正処理方策の定義はいつできたか聞きませんでした。もしこの適正処理方策の定義が後から出ているのであれば、この参考資料を出すこと自体が矛盾していると思います。

事務局

この検討委員会の要綱に付きましても、対策会議で検討して作成しております。

委員

この定義と対策会議の検討内容はセットということですか。

事務局

その中で検討しております。

委員

そうすると、財政が町の予算を考えているということで、繰り返しますが数億円とか数十億円という数字が、対策会議の中で出てくるということが、町で出せるということでやっているのならば、それはそれでいいのですが、その辺のところはどうなのでしょう。

事務局

出せる出せないではなく、最初はとりあえずどういう方策があるかということで出しています。

委員

繰り返しますが、定義で言っていることと出している資料が矛盾してくるのではないですかと言っているのです。

事務局

当然その後、それらを検討しているということです。

委員

私の感じたことを言わせてもらえますか。この数億円と数十億円ですが、こういう応急対策をやるとすれば数億円掛かるであろう、恒久対策をすれば数十億円掛かるであろう、それが町の予算でできるということではなく、やるとすれば掛かるであろうというふうに私は理解しました。

委員

それは私も間違いないと思います。ただ、定義を出してきた時に町の予算をメインでやりますと言っています。

事務局

定義の中の財政ですか。

委員

「財政支出が可能であること」という質問に対してです。

事務局

町でやる場合には、どのくらい掛かるということになりますので。

委員

町でやることではないです。

事務局

方策がいくつも出てきた中で、それを町でやる場合には、財政的に可能かということを検討しなくてはならないということです。

委員

そうすると、先ほど財政で支出可能であることということは、町でやる場合には町の予算内、県でやる場合には県の予算内、国でやる場合には国の予算内、その中で検討するということですか。

事務局

県の場合、例えば処分場の場合だと町の支出は無いです。

委員

私は処分場の話を聞いているのではないです。

事務局

例えばの話です。

委員

先程の、財政的支出が可能であるということは、対策の内容によってどうにでも変動する、財政的支出の範囲は変わるということですか。どこで処理するかによって、財政的にはいくらまで出せるかというのは、変わってくるということですか。

事務局

その辺はまだ決まっていないということです。

委員

決まっていないですから、先程は町の予算ということがあったのですが。

事務局

例えば町で支出する場合にも、それが町民の理解が得られるかということにもなってくると思います。

委員

話が合いませんが、この定義で財政的に支出が可能であるということで、先程の答弁では町の予算と言っています。町の予算内で支出が可能であるということを前提に検討してくださいということですね。そうしたら、数億円とか数十億円ということは、藤田委員が言ったように県の予算だということだと思いますが、そういう資料がここで出てくるのがおかしいのではないかとお聞きしました。これが出せればいいですが、数億円でも数十億円でも財政的に町の予算で出せますということが、先程言った対策会議で町4役、課長が出ているのですから、検討した結果、これぐらいなら何とかできますということなら非常にすばらしいと思いますが、もしそういう裏づけがないとすれば、この場で応急対策する時はいくら、恒久対策する時はいくらと出すこと

自体が、ここで出す資料としては不適切ではないかと思えます。

委員

議長、今の石田さんのご質問は非常によく分かりますが、答弁を一生懸命理解しようと思うと頭がこんがらがってしまいますので、この問題はもう一度よく庁内できちんと整理をして、もう一度やり直したらどうでしょうか。

委員長

応急のみ実施の4, 5件程度とありますが、あくまで庁内で職員が検討したことです。

委員

先程4役も入ったと言ったじゃないですか。事務局の説明では、適正処理方策の内容を踏まえて作ったと答弁しましたね。

事務局

条件が合わないだろうということだと思います。今の段階では、この条件に合う合わないではなく、できる可能性のある方策は全部出して、一つひとつ照らし合わせながら検討するということです。例えば、数十億掛かるのだから合わないだろうというように、この条件に合う合わないではなく、とりあえず方策はすべて出して、それを一つひとつ、例えば財政的な面からとか検討していこうと言っています。

委員

大体分かりましたが、そうしたらこの2ページ目で×と と がありますが、三つの処理方策を適正処理方策の定義に基づき検証した結果とうたっています。恒久対策の実施を適正処理方策と位置付けたと言って、みんな が付いていますが、定義の中で予算を言っているのですから、お金が無くては を付けるのはまずいのではないのでしょうか。

事務局

条件ですね。

委員

条件です。

事務局

例えばいくつか方策が出てきます。それがこの中に合うか合わないかというのはそれからの話になります。

委員

合うか合わないかで、恒久対策の実施が ということは合うということですね。

事務局

恒久対策の中でも、いくつも出てきて合わない点も出てくると思います。金の面で大めだということもあると思います。そうじゃなくて条件に合うか合わないかはその後の検討で、最終的には相談していくのだと思いますが、どういう方策がいいかすべ

てを出してみようということです。

委員

そうすると は付いているけれど、例えばここで行政で選択可能で現状のまま何もしない×、応急対策のみ実施、恒久対策のみ実施 となっていますが、こちらの定義の中で言っている財政とか、技術的な裏づけとか、適法なものであるということは、これから検討してやってくださいということで、ここで言っている はあまり意味がないということですか。

事務局

この が付いているのは、対策会議としては適正処理方策であろうということです。ただ、今石田委員が言われたように、例えばいろいろな方策が出てきて、お金が掛かってここには該当しないのではないかとということだと思えます。それはこれからの検討になるということです。

委員

それはおかしいです。定義に基づき検証した結果、こうなりましたと案が出ているのは、定義に基づいてやったら合っているということです。

事務局

これに合うようなものが適正処理方策であるということです。ただ、適正処理方策もいくつかあると思います。最終的にそれがここでいう財政とか技術とか法的な面から検討したらどうかということです。

委員

検討したらどうかですね。そうしたら、ここで とかを書いてある資料を出すことがおかしいのではないかとっています。

委員長

これは、我々がここで検討しているのと同じで、庁内でも検討している訳です。その段階において、庁内ではこのようなことで話し合っているということでもいいでしょうか。

参考人

対策会議で現在までいろいろ検討してまいりました。ただいま石田委員さんのご指摘の通りだと思えますが、対策会議で只今お示しをしました適正処理方策の定義についても、町としてはこういう見解ですが、委員会としては定義を決めていただいて検討するというのも当然だと思います。町の対策会議で検討している資料は、確かにいろいろあるとは思いますが、対策会議の中でどういう方策がいいかということで、新たに資料を策定するとかという方法も当然考えられます。あくまでも町の対策会議、幹事会で検討しているものがございますから、検討委員会としては、この部分をどうしていったらいいかというふうにお決めいただいて、検討していただければ大変ありがたいと思います。

委員

分かりました。

委員長

庁内で検討していることを叩き台にしてということで、発表してもらった訳ですから。そういうことでよろしいでしょうか。

委員

お願いなのですが、この資料を見てやっぱり違和感を感じて、自分のところのお金を当てにしているのではなく、県のお金を当てにしてやっているんだなと思っていましたが、お願いとしては、町主導でやった場合の検討と県が主導でやる場合の2種類を作っていただきたいということで、応急措置に関する表流水対策とか雨水浸透防止対策、地下流出拡散防止対策の価格も表示していただきたいと思います。

県主導のは無くてもいいです。町主導の場合、予算も含めてよく考えて、そうすると金額の問題とかいろいろ出てきて、最終的に応急対策のあたりで金銭的に無理だということで止まってしまう。最終的には全量撤去するにしても、5年後とか区切った場合は、途中で止まってしまうこともある訳です。そういう時に表流水対策がいくらになるとか、応急対策の金額も把握しておきたい。それが検討する時必要になることもあるだろうと思うので、そのあたりをやっていただきたい。

委員長

要するに処分場を取り下げて、町で処理した場合はいくら掛かるかと、どういう方法があるかということですね。

委員

具体的にいうと、表流水対策など3種類の応急対策に掛かる価格表示をしていただきたいということと、町の予算処理方策の再検証の ×のところは予算の枠も入れて考えていただきたい。現状のまま何もしない、応急対策のみというのを項目を増やして、表流水対策というのをに入れていただければと思います。

事務局

ここにある3点の他に、前にある表流水対策とか、雨水対策とか、地下水の対策を同じように下に入れて ×をつけるということですか。

委員

少しは前進することになるので、それでも結構です。項目をもっと増やして、少なくとも財政的にできるかどうかというあたりです。

委員

応急対策の場合に、掛かるお金の話、具体的に表流水対策とか地下水流出拡散防止対策というのは、素人的に考えますが、どの程度やるかによって全然違ってしまわないかと思います。例えば百年持たせようとするのと、例えば最終処分場を造るとなった時に、それまでなのかと、それによって応急対策はぜんぜん違ってしまわない

で、いくらかというのは本当に出せるのかと思います。応急対策がこれしかないと決まっていれば計算すれば出せると思いますが。どういうふうにするかというのが決まってなくていくらというもおかしな話で、ここにある数億円程度というのは、ある程度持たせるという意味合いでやっているの、具体的に1億5千万とか3億とか書かないで、ほぼこれぐらいは掛かるでしょうという意味合いで書いてあるんだと思っています。ですから簡単に出すといっても出せるのですか。

事務局

設備の対応年数ですか。

委員

いろいろ方法があるし、違うやり方がいろいろあるでしょう。一つだけじゃない訳だから、そうするとこういうやり方ではいくらでできるけれど、こういうやり方ではいくら掛かるというのがあるのではないかと思います。その場合に、不法投棄物の危険性がどういうものかという認識によって、応急対策というのも当然変わる訳だし、簡単に応急対策といってしまうけれど、応急対策を考えてみると地形がどういうものか、地下水とか岩盤とかどうなっているかとか、かなり調べないとできないのではないかと思います。

委員

それに関しては、平成13年の2月14日の新聞なのですが、表流水対策とか、雨水対策とか、地下水拡散防止対策を応急措置として行くと発表しています。あれから2年も経っていますし、県の方でやっている枠組みで考えているパターンで試算してもらって結構です。

委員

県では、恒久対策が決まらないと応急対策は実施しないと言っています。応急対策のみというのをとり上げていること自体が理解できません。恒久対策があって応急対策なんです。応急対策のみというのは、県はやらない訳です。この前の見解ではやろうとしない訳です。だからちょっと変だと思って聞いていました。それともう一つ、現状のまま何もしないという3項目は、4役と19名の幹事の方が協議した結果でしょうが、全員一致でこの結果が出ているのですか。それとも多数決等でこの結果が出たのか教えていただけませんか。その2点お願いします。

事務局

県の資料が行っていると思いますが、異常時のフローです。資料の3の裏側です。モニタリングをやっていて、異常値が出ればこういう対応をするということです。

方策の中の3項目は多数決ではなく、こういうことが考えられるということで検討しました。

委員

xというのは全員という意味ですか。

事務局

多数決は採っていません。

委員

ではなぜ×を付けたのですか。現状のまま何もしないとか、応急対策のみ実施というところに ×が付いているのは何ですか。

委員長

これは話し合いの中で決めたのだと思います。別に多数決とかは採っていないと思います。応急措置については、いろいろな方法があると思います。いろいろな条件によって変わってきます。その件については、執行部とよく話し合ってください。いろいろな方法があると思います。応急対策は恒久対策が条件ですから。そればかりではなく、あそこから突然有害物質が出たという時は、応急措置をしますと言っているの、いろいろあると思います。この対応はどうしますか。また検討してもらって説明しますか。

委員

杉浦委員が言った、応急対策は県の場合はそうだけれど、町がやる場合には、県は関係ないでしょう。

委員

これは県を入れないで町でやろうとしているのですか。

委員長

そこまで話は進んでいません。それは応急措置をした場合ということで、町でやる場合です。町でやる場合はどのぐらいの費用とか、どういうことをやるのかとかということでしょう。これも一つの処理方策だと思いますが、これは先の問題として出てくるとは思いますが、そういうことで了承してもらえますか。

委員

確認ですが、参考資料として出ているのは、適正処理方策の定義に基づいて、庁内において対策会議で話し合われたのがこれだということですね。ですから、あくまで参考で、この委員会は、この委員会の判断で適正処理方策の定義がベースになって討議をするということですね。

委員長

ですから、先程石田委員の提案で、定義についてはこれでいいでしょうかということ、と皆さんの了承を得たと思います。

委員

前回、増淵主幹の方で応急対策をやるためのフローということで、今回資料をいただいておりますが、これについて事務局から説明をいただけますか。この状態になると応急対策を実施するという物です。

(事務局より説明)

委員長

次に進んでいいでしょうか。

(委員一同賛成)

(2) 適正処理方策の検討について

委員長

2番目の適正処理方策の検討についてに入りたいと思います。この件についても役場の方で検討されたようで、参考資料が出ておりますので事務局より説明をお願いします。

(事務局より説明)

委員

今の説明で一番下の行で「現状での行政代執行の可能性が無いことを確認した」という「現状」というのは、たった今ということで将来は別ですね。

事務局

別です。

委員

この資料の中で、町内に新たな最終処分場建設と出ていますが、例えばこれで北沢の処理をするというのは行政代執行とは言わないのですか。

事務局

町でやる場合ですか。

委員

町じゃなくても町内に新たな最終処分場建設とありますね。造って北沢のごみを処分しますと、そのごみを処分する自体は代執行とは言わないのですか。

委員長

例えば備中沢に造るとすれば、北沢から持って行くことを代執行とは言わないのかということでしょう。

事務局

公共による最終処分場建設ということですか。

委員

建設ではなくて、万が一建設されて北沢のごみを処理することです。

事務局

公共事業としてやるということですね。

委員

地権者とか捨てた人がやらない場合、北沢のごみ自体を処理するという行為を代執行とは言わないのですか。

事務局

県でやる場合にはそういうこともあるかと思いますが、例えば町とか広域というのは代執行自体がありませんから、町では代執行はできません。

委員

町でやれば代執行とは言わないのですか。

事務局

産廃ですから町では代執行はできないのです。

委員

ごみを処分するのは県の許可を取るということですね。言い方は悪いかもしれませんが、行政でやるのは、ある意味代執行では無いのですか。言葉が県でやるから代執行と言っているだけで、行政でやるのはそう言うのとは違うのですか。

事務局

町でやる場合は公共事業です。代執行は、町は権限が無いのでできません。

委員

分かりました。

委員

公共による処分場建設で1、2、3とあって、3は県営になっていますが、県営の場合は、北沢に捨てられたものを処分するのは代執行では無いのですね。

事務局

措置命令をしてないのは、代執行とは言わないです。だから、方法は代執行となる場合もあると思います。

副委員長

認識不足なんですけど、代執行の代は誰の代ですか。

委員

人偏の代です。

事務局

代わって行うの代です。

委員

この前、県の人にお聞きしたのですが、現在の法律で平成10年6月以降のものは国県で片付けるといふ、ただし、北沢のごみは代執行は該当しませんという答弁があったのですが、最終的には危険度が大きければ代執行も可能だという訳ですが、その間の問題としても対応策、それからここに書いてある、町内に新たな処分場をと書いてありますが、備中沢以外に処分場を造るといふのは検討されているんですか。

事務局

それも一つの方策だということ載せていますが、場所ですか。

委員

場所です。

事務局

それは備中沢です。

委員

町内に新たな最終処分場と書いてあるではないですか。

委員長

町内というのは備中沢を意味しているそうです。

委員

検討委員会の中において、町内に新たな最終処分場建設というのを資料として出すというのはおかしいと思います。代執行するのが建前なのだから、ここへ来て新たに造るというのがフローの中に出てきたというのはおかしいと思います。

事務局

これはあくまでも対策会議の方で検討して出たものですので、検討委員会の委員さんで、これと同じじゃなくて結構ですから、抜けているものがあれば追加してもらい、検討されて結構だと思います。

委員長

この件については、我々で検討していくということによろしいでしょうか。

委員

分かりました。

委員

適正処理というのは、応急処置も適正かどうか、というのがあると思いますので、現地での処理に×が付いていますが、現実には予算の関係上、途中でストップすることがよそでも沢山ある訳なので、応急処置のレベルから適正処理であるものというも判断していく必要があるのではないかと思います。この資料は参考にすればいいということなので、少なくとも私達の検討委員会は、現地での処理を×にする必要性はないと思います。資料2-2のフローの中で搬出して処理の後、前処理というのがありますが、その下あたりに中間処理というのが、実際はこまごまと出てくる筈だと思います。中間処理まで行ってしまえば、最終処分場までは中間処理業者に任せればいい筈だと思います。

事務局

今の中間処理というのは、3のその他の既存処理施設というのが中間処理です。その前のそれに合わせるための中間処理です。

委員長

前処理というのが中間処理ですか。

事務局

そうではなくて、例えば中間処理に持って行く場合にも、受入条件が合わないと駄目なのです。それが前処理です。ここにあるその他というのが中間処理を指しています。

す。

委員

中間処理から最終処分場に行くという流れの方がいいと思います。直接最終処分場に行ってしまう物もあると思いますが、不法投棄物を処理する場合、直接係わるのは中間処理だと思います。分別して選別して中間処理の方に流れていく筈です。

事務局

中間処理に行って、最終的に煤塵などは最終処分場に行きます。

委員

お金の流れとして見た場合は、直接行くのは中間処理の方に行くのがほとんどだと思います。

委員長

場所によっては、中間処理を持っている処分場もあります。そこで分別して、燃える物は燃して、砕いたり切ったりして、埋められるものは埋めるという形の中間処理場を兼ね備えた処分場があります。

委員

こういう書き方がおかしいとは言いませんが、本当は前処理の後に中間処理施設が入った方が実情に合うと思います。

委員長

今回はこの辺でよろしいでしょうか。

(委員一同賛成)

委員

先程野口委員が話していた中で、北沢の不法投棄(調査)は大体40メートル四方で行っているわけですね。実際に処理策を考える場合には10メートル四方ぐらいが適当なわけですね。

委員

汚染土壌関係の測定マニュアルというのはできていますので、それは一応30メートルメッシュで、汚染が確認された場合は10メートルメッシュを切ってやる。これでは直接搬出できないので、一度ストックヤードに持ち込んで、トラック一台ごとに分析をかけてから搬出するというのが今の基準です。

委員

ということは、検討を実質的に行えるというのは、10メートル四方できちんとした調査を行ってから、金銭的な把握ができるという訳で、今の段階では本当はできないのではないかと思います。

委員

ある程度汚染されているという確認が30メートルでも、結局そういう形だとそれが全部汚染されたものだという扱いであれば搬出できます。どうしてもお金が絡みま

すから、どこの業者も事業主体も、量的な把握を少なく見積りたい訳です。もうちょっと細かい調査を入れて、実際に汚染されているかどうかを再確認したうえで、省ける物は省いて、本当に汚染されている物だけ処理しましょうというのが考え方です。今の北沢の状態だと層になってきちんと埋まっている状態ではないので、逆に言えば、それを分別して再利用するという方向付けができるかという技術論になってくると思います。

委員

そうすると、益々今素人がしゃべっているのが難しいのではないかと思います。

委員

今、H A Bプロセス溶融方式というのがあります。それを現場で行った場合、始まった場所もあります。そういうことができるのか、できないのか教えていただきたい。

委員

その辺は廃掃法の正式な手続きを取って、設置許可を得たうえでやるのであれば可能だと思います。

委員

(既存の)処分場が終わってしまって、危険性がある処理しなければいけない。移動すると金が掛かる。だから溶融化方式で現場で処理してリサイクルしながら、またそこをきちんとした処分場にしていこうという方法を長野あたりではやっていますね。そういう方法を考えて北沢に当てはめた場合、それほど量ではないと思います。他から比べればたいした量ではないと思います。もう20年ぐらい前に終わってしまった処分場があると思います。それはものすごい量です。そういうところをH A B法で手掛けてきている訳です。

委員

環境省補助事業で、処分場を長持ちさせるために減容化して埋め立てているという事です。それはあくまでも既存の施設が対象になっている訳です。

委員

今はそうですが、すぐにこっちからこっちに持ってくるのではなくて、例えばそういうものを考えた場合、金額的にはどのくらい掛かるのか、概算で教えてください。

委員

概算というのは一人歩きしますから。

委員

そういう方法もあると私は思っています。先程は次回にしようと思ったのですが、こういうところで出たのでちょっと言わせていただくと、大体皆さんが思っているぐらいのことですが、実際問題として野口委員にも関係してくるのですが、平成12年の8月の調査結果とかありますが、内容としては危険だ危険だという程の量とは思えません。例えば掘削場所では有機溶媒が出ています。例えばトリクロロエチレンの場

合0・3ミリグラムパーリットルというのが結構危険ではないか。基準値を超えているのではないか。でも密度は1・46ミリグラムパーリッターぐらいですから、量としては0・002ミリリットルぐらいです。本当にわずかです。これが危険なのかというのが一つにあります。量的には本当に微量です。目薬一滴にもいかないです。そういうのが分かるかということ、県の指導で鉛の基準値は変動しているという話でした。実際に12年の調査結果では、実際はほとんどそんなに問題が無いです。これを見ますと、この前の水道水の問題でありましたが、平成15年の3月までは0・05ミリリットルということで4月1日から0・01に変わった。それ以前のから言えば基準値内に入ってしまったという事です。だけど県は危険だ危険だと言っており立てています。普通の人だったら本当に危険だと思うでしょうが、実際には全部入ってしまいます。中にはポンと出るものもあります。先程から鉛、鉛とっていますが、鮎釣りをするのだから鉛を使います。あの鉛1個当たりどのぐらいかということ結構あります。そういうことを踏まえて考えると、そんなに多い量とは思えないです。ダイオキシンは、北沢については3箇所がちょっと超えただけです。土壌については1,000ピコグラムで、1箇所だけ1,300で超えただけで、他は本当に少ないです。それがまた流れ出るというのは考えられないです。浸出水にしても、排水中のダイオキシンの量は一般的には1リットル当たり10ピコ、ごみ焼却の排出は50ピコと環境庁は言っています。そういうところを照らし合わせて、ダイオキシンですら危険だとは思えない。

もう一つは周辺排出ですが、ほとんど問題は見られないです。増えもしていない訳です。危険がある危険がある、流出するだろうと言ってきますが、私の考えは、実際還元状態にあるのですから、わざわざ酸化状態にする必要はないだろうということです。だったらそのまま何らかのお金の掛からない方策、シートを掛けるとか本当に金の掛からない方法をしてあげばいいのではないかと私は思います。ですから野口委員がそうだねとっていただければ、地元住民ですから、こういう訳だと、そんなに危険は無いんだと、もうちょっと様子を見ようということ考えてもいいのではないかと思います。どうでしょうか。

委員

安全ですと言えるのなら言いたいです。

委員

安全だとは言いませんが、ここ10年やってきている訳です。急に変わるには考えられないです。余程余笹川のような氾濫でも起きなければ、えぐり取られない限りはありえないと思います。

委員

自分たちの業務形態が0・何パーセントの不確実性があれば駄目だという数値で扱っていますので、そういうふうになった時に何が一番頼りかということ環境基準しかな

いのです。

委員

でも、変動しますから。

委員

ただ、環境基準の方も逆に言えば年々見直しがされている訳です。平成4年に鉛は0.1ピーピーエム。その時に改正がありまして、環境基準が0.05になりました。それと水道水が同じになっていた時がありました。その後、環境基準の方が改正になって、0.01以下と、ただし、水道水の方はそのまま移行していた。それで今回15年4月から0.01に変わった訳です。ただその中には、これもおかしな話ですけども、結局鉛管を使っていた水道水があって、下げたくても下げられなかった状況があったという、ただそれだけの行政判断だと思います。ちょうど平成14年の4月に0.01に制定されたのですが、平成4年の水道水質基準の全面改正の中には、10年後を目途に鉛の濃度を1/10にしようとする答申が入っています。

委員

全体的に見て基準値というのは変わる訳です。厳しい場合は厳しいのが一番です。北沢の問題において資料を見ますと、どう考えても実際に流出するというような構造ではないと思います。だいたい底に留まっているのではないかと思います。

委員

あそこを構造物ということで考えたとき、土留めのところに安定計算をして、本当にちゃんとしたものだと、ダムなんだという形であれば、それはそれなりに持つものだと思います。ただし、それが不安定な状態では駄目です。安定勾配になっているとか、ちゃんとした圧密、叩いた物だとかという構造的な問題で、逆に言えばあれが漏れる可能性だって出てくるのではないかと。確かに今まで12年間安全だったかもしれない。それは今まで何回も言っている話ですが、だから何か対応してくださいと、対策協議会の中で県にも頼んだ経緯がありました。

委員

今現在、ここまで12年来て、あと10年ぐらい先まで大丈夫だという気がしますけどどうでしょうか。

委員長

話は尽きないと思いますが、処理方策については、今後も検討を重ねて行く必要があるのでは、今回はこの辺でどうでしょうか。

委員

冒頭にも言いましたが、化け学が大の苦手、今の話ちょっとちんぷんかんぷんのところがあります。でも聞いていると内容が貴重だと思うので、杉浦委員の今言ったものをきちんと資料にして、次の時に出してもらって、野口委員も専門家といっても馬頭で生まれて馬頭で育って、ご両親も馬頭なのだから、お二人でもうちょっと我々

に分かるようにやってくれた方がいいと思います。こんなに皆が帰り支度をしている時にやる話ではないと思います。

委員

今の井面委員の意見に賛成です。引き際に二人だけで喋らないで、みんなに指導してください。

委員長

杉浦委員、できたらその資料を印刷して皆さんに渡していただければありがたいです。

次に進みます。

(3) 次回の開催予定及び協議事項

委員長

次回の開催予定及び協議事項に移ります。事務局より説明をお願いします。

(事務局より説明)

委員長

今回は、適正処理方法の検討ということになりますが、具体的にいろいろあると思います。

委員

10月24日は絶対に出られない状態です。できれば別の日にしてください。

委員長

全員の方が都合のいい日という訳にもいかないのです。

委員

代理というのは駄目ですか。

委員長

皆さんに委嘱してありますから、代理は駄目です。誰もが都合がいいという訳にはいきませんから、できることなら都合をつけて、是非出てきてください。24日午後1時30分です。

事務局

前に月別のスケジュールと一緒にフロー図をお渡ししたところですが、その中で処理方法手段の検討ということで、誰が処理を行うのか、どのように処理するのか、というのが2つに分かれていると思いますが、今回は誰が処理を行うのか。これにつきましても、対策会議の方で検討した資料もありますので、参考ということで出してもよろしいでしょうか。

委員

資料でしたら特措法のこの前の県の説明では、まだ進行中で基本方針もまだ出ていない段階だという話ですが、見通し等がもし分かったらお願いします。

事務局

その段階までに県の方から連絡があれば、それらもお出ししたいと思います。今のところ、まだ連絡はありません。

委員長

よろしいでしょうか。次回は10月24日午後1時30分から、役場のこの場で開催したいと思います。通知は改めて発送したいと思います。

(4) その他

委員長

4番のその他について何かありますか。

(事務局より説明)

委員長

処分場視察について3箇所候補が上がっていますが、埼玉県環境整備センターというのは県営、日の出町が広域、小野は民間。

委員

1日で2箇所見るというのは可能な所はあるのですか。

事務局

ちょっと無理です。

委員長

例えば2番の日の出町なら、問題を起こしたところと新しいところと2つ見られるのではないですか。一般も産業廃棄物も構造そのものは一緒です。

委員

埼玉とか東京の方は交通が混雑しますから、2つも3つもいったら1日では無理ではないですか。泊まりなら別ですが。

委員

私は委員長の意見に賛成です。

委員

2箇所見られますね。

委員長

日の出町を視察することでいいですか。

(委員一同賛成)

委員長

それでは日の出町にしたいと思います。日にちは11月の12日に実施をいたします。

その他に何かありますか。

委員

議事録ですが、もう少し何とか早くいただきたいのですが、
事務局

努力はしているのですが、この間は相当な量だったので申し訳なかったのですが遅
れました。

委員長

できるだけ努力はするそうです。

委員

視察について、前回の検討委員会で小野町の話が出てきてお伝えしたいことがある
ので、資料も用意しましたので、後読んでもらえば、おみやげとして持って帰ってく
ださい。事務局で配布をお願いします。

委員長

広域で一般廃棄物を棄てている所ですね。

委員

私が特に気にかけていることは。

委員

それは見てからで、次の委員会の時でいいのではないですか。

委員

では、短く言います。私の言いたいことは視察に関して下調べがないと、視察に行
くのなら、きちんとした資料がないと駄目だということです。町で作成して、作成し
なくてもいいですが、どこかにあるものを引っ張ってくるなり、なんなりして勉強を
してから見に行った方がいいということです。賛成反対ありますから。小野町のは視
察に行ったらすばらしいという意見がありましたので提出しました。小野町は、実は
問題の多い処分場なので、見るだけでは分からないということです。処分場に反対し
ている人も一緒に説明を受けられるとか、そういうことがあればその方がありがたい
です。

委員長

日の出町を見るということになりましたので、できるだけ前もって資料を出してい
ただいて、あそこまで長ルートですから、車の中で説明を受けたりしていけばいいと
思います。

委員

それをお願いします。

事務局

今、県の方で備中沢の環境影響評価アセス調査を実施していますが、7月に調査が
終わりまして、現在取りまとめをしているところです。その結果について、県の方で
全町説明会を10月の早い時期に開催するということで予定しております。まだ正式
な日程が確定していないということで、分かり次第、委員さんにはご連絡をしたいと

思います。ぜひ出席いただければと思い連絡をしたところです。

委員

10月の始めですか。ずいぶん早いですね。

事務局

今回は、調査したものの結果報告だそうです。そのあと1ヶ月の縦覧期間を経まして、12月頃と言っていますが、判断という形になるかと思います。

委員長

それでは、長時間にわたって熱心に検討をいただきまして大変ありがとうございました。ご苦労様でした。

5 閉会